

## 神戸市立工業高等専門学校広報室規則

2023年4月1日

規則第124号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校広報室（以下「広報室」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(広報室の目的)

第2条 広報室は、神戸市公立大学法人広報戦略会議規則（2023年4月規則第12号）第7条に基づき神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）に設置する神戸市立工業高等専門学校広報戦略会議（以下「本校広報戦略会議」という。）にて定める広報業務の基本戦略及び年度毎の広報活動の概要をふまえ、本校の次の広報業務を実施する。

- (1) 広報室の運営及び広報活動方針に関すること。
- (2) 年間の入試広報活動計画を定め、広報活動を実施すること。
- (3) 年度毎に入試広報活動の検証を行うこと。

(構成及び職務)

第3条 広報室は、広報室長（以下「室長」という。）、広報副室長（以下「副室長」という。）、一般科の教員2名、各専門学科及び情報教育研究支援センターの教員各1名、事務室総務課及び学生課担当者各1名、並びに技術職員若干名の委員をもって構成する。室長及び副室長は、所属する学科等の委員を兼任することができる。

- 2 副室長は、広報室が所掌する業務について、室長を補佐して推進を図るとともに、室長に事故があるときは、これを代理し、室長が欠けたときは、これを代行する。
- 3 広報室の委員は、相互に協力して広報業務に従事するものとする。

(任命)

第4条 室長及び副室長は、校長が任命する。

(任期)

第5条 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。また、副室長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(業務)

第6条 広報室が所掌する業務は、おおむね別表に掲げるとおりとする。

- 2 室長は、各企画の運営に関して、各専門学科の学科長、一般科長及び情報教育研究支援センター長を通して各科から当日の要員を求めることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、広報室に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃については、本校広報戦略会議で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。

別表（第6条第1項関係）

<広報室の所掌業務>

- 1 中学生、編入志望者及び保護者対象の説明会実施に関する事。
- 2 中学生及び編入志望者の学校見学会に関する事。
- 3 学校案内作成に関する事。
- 4 新入生アンケートに関する事。
- 5 中学校や学習塾等が主催する進学説明会に関する事。
- 6 中学校や学習塾等から依頼された本校説明用資料作成に関する事。
- 7 本校広報用ポスター及びリーフレット作成に関する事。
- 8 オープンキャンパスなど受験生向けイベントに関する事
- 9 上記項目にかかるホームページの更新に関する事。
- 10 入試広報の検証に関する事。